

## 『(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン』への意見に係る対応について

※本資料中、「第5次きさらづ障がい者プラン」を「現行プラン」と、「第6次きさらづ障がい者プラン」を「新プラン」と表記する。

No.	現行プラン 該当ページ	意見等	対応内容
1	P 8	現行プランP8の法律用語としてはまだ変更されていないのでしょうか。各障害名はDCM-5では発達障害⇒神経発達症などへ変わっているが、法律用語としてはまだ変更されていないのか。今回の障がい者プランの改訂では、旧名称を使用するか。	国は「発達障害」を使用していますので、新プランにおいては特段の変更は考えておりません。引き続き、国の動向を注視いたします。
2	P 21	障害者差別解消法の一部改正により、現行プランP21(7)障害者差別解消法の施行本分に「令和6年4月1日より本法が「一部改正」されて、事業者による合理的配慮が義務化となります。」を付け加える。	ご意見のとおり修正いたします。
3	P 45	現行プランP45の4の3段落目「新型コロナ等の感染症について新しい生活様式に対応して暮らしを守ることや、福祉サービスの提供を継続するため、感染症対策等を進めてまいります。」は削除してはどうか。	新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策については、引き続き、一定の対策を講じていく旨の表現といたします。
4	P 50	現行プランP50(4)ボランティア活動やNPO活動の推進に関して、年々、ボランティア活動者が減っていると聞か、活動者数の変動に応じた推進策が図られているのか。	ボランティアやNPO活動への参加が促進されるよう、県が実施するNPOやボランティアに関する出前講座等の機会をとらえて情報発信に努めてまいります。
5	P 53	現行プランP53見出しに「在宅福祉サービス」とあるが「障害福祉サービス」の方が適切である。	「障害福祉サービス」は全てのサービスの総称として用いられているため、該当箇所のタイトル等としては、現行どおり「在宅福祉サービス」を使用いたします。
6	P 53	在宅介護の場では、療養から最期の看取りまで自宅を希望する方が増えてきているので、障がい者やその家族が最期まで自宅で過ごせるような支援制度が整備されることを希望する。	「最後まで看取る」については、「施策の方針」の文章の中で「・・・安心して暮らし続ける」の部分に内包されていると考えております。今後、これを支援する制度の整備については、国の動向を注視いたします。
7	P 53	現行プランP53在宅福祉サービスの充実について、障害者総合支援法第4条における難病患者等への支援で「保健・医療・福祉の連携強化による支援体制」の構築を図るため、市は各種施策に取り組んでいることから、担当課を障がい福祉課、連携機関を君津健康福祉センターとすることが実際の取り組みに合致していると思うので、新プランでは、「在宅の難病患者に対する支援」については、担当課を障がい福祉課、連携機関を君津健康福祉センターとすべきである。	ご意見のとおり修正いたします。
8	P 54	新たに設置された日中サービス支援型GHの見守りについて、居住支援部会の大きな活動目標の1つとなっているので記載が必要である。	現在実施している日中サービス支援型GHの運営評価について、主要施策等に追記し、引き続き、適切に実施していく旨記載いたします。
9	P 58	現行プランP58(2)就労支援と就労の場の拡大【主要施策】の⑤施策の概要について、「行政関連業務においても～働ける職場」を「行政関連業務においても～働ける条件整備」とした方が具体的に分かりやすいように思う。	ご意見のとおり修正いたします。
10	P 58	木更津市社会福祉協議会では、本市の生活困窮者就労準備・生活保護者就労支援事業を実施しているが、障害が理由と思われる就労困難ケースが多く見受けられる。就労の場の確保及び拡充の必要性に加え、当該事業を利用されている方の社会参加の方法を考えていきたい。	新プランにおいても、就労への移行、継続、定着に係る各種サービスについて記載します。また、本市の対応としては、引き続き、当事者のニーズに可能な限り添えるよう努めてまいります。
11	P 58	現行プランP58(2)就労支援と場の拡充に関して、社会的な変動もあり、就労支援と場の拡充は支え手側の支援も必要と感じる。福祉事業所や雇用企業のタイアップにおけるネットワーク強化、財源的な支援が必要ではないか。	地域自立支援協議会の就労支援部会の活動を通じ、障害福祉サービス事業所、障害者雇用を積極的に実施している企業及び行政が連携し情報共有を図りながら、引き続き、ネットワークづくりに努めてまいります。また、障害者を雇用する企業等への財政的支援については、国・県の動向を注視してまいります。
12	P 60	現行プランP60(1)バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関して、きさらづの町づくり～ユニバーサルデザインの全体的なイメージが市民観点からも湧きにくい。財源的なこともあるが、次世代が夢を持つ計画化とは何か。5年後、10年後へどのような町づくりをしていくのか。	まちづくりをはじめとしたユニバーサルデザイン化、バリアフリー化については、関係各課と連携しながら、引き続き、推進する旨記載いたします。
13	P 60	GH等の必要量の確保について、介護包括型のGHが飽和状態になりつつあり、今後は「量より質」と思われる。また、人材不足も深刻化しており、報酬面での配慮が必要である。身体障害者が入れるGH(バリアフリータイプ)が圧倒的に不足している現状を記述する。	市として、ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を引き続き推進する旨を記載します。これにより、GHをはじめとした障害福祉施設のバリアフリー化の推進に寄与できるものと考えております。
14	P 63	児童発達支援や放課後デイサービス等は徐々に認知されているが、幼稚園・保育園・こども園等が学校と連携する機会がないことから、意見交換会等の開催により、早い段階から障害児及び保護者が地域と関わりながら安心して子育てができる環境づくりに向けた取り組みを盛り込んでほしい。	こどもの発達支援に関しては、組織を創設し、保健、福祉、教育の連携強化を図っていることから、主要施策に追記するとともに、引き続き、障がいの早期発見、早期療育に努める旨記載いたします。
15	P 64	学習障害等により読み書きが苦手な子のために、タブレットを活用し、読み取りや入力機能を利用した学習を推進する等、手書きや自分で読む事を前提にしない個々の特性に応じた学習方法への理解を推進する内容を盛り込んでほしい。	個々の特性に応じた学習方法として、タブレットをはじめICTを活用し、多様なニーズに対応する旨記載いたします。

## 『(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン』への意見に係る対応について

※本資料中、「第5次きさらづ障がい者プラン」を「現行プラン」と、「第6次きさらづ障がい者プラン」を「新プラン」と表記する。

No.	現行プラン 該当ページ	意見等	対応内容
16	P 6 4	現行プランP64 (2) 誰でも受けやすい教育環境の充実 【主要施策】⑤障がいのある子どもの放課後対策等の充実 ↓ 放課後デイサービスに繋がった後の学校と福祉の情報共有や引渡し のルール等、連携の強化と持続可能な環境づくりを望む。	放課後等デイサービスを提供する事業者間のネットワークづくり及 び学校との連携を推進する旨追記いたします。
17	P 6 4	現行プランP64主要施策③施策の概要中「通常の学級に在籍」とあり ますが、「普通学級」、「市立小中学校に在籍する」などの方が良 いのではないかと。	国が「通常学級」と表現していますので、本件に関しても、引き続 き「通常学級」と記載いたします。
18	P 6 5	基本施策「総合的な支援のあるまちづくり」の①相談体制の充実につ いて、計画相談員が不足している。GH入所時に計画相談員が見 つからずセルフプランで入らざるをえない人が相当数いる現状を記 述する。	計画相談員について、研修等を通じて人材の育成と確保を推進する 旨記載いたします。これにより、セルフプラン率の低減を図ってま いります。
19	P 6 5	現行プランP65相談体制の充実について、相談事業の充実を図るの は、今後の基幹相談支援センターの充実・発展にかかっていると思 う。これからの計画では、どのように考えているか。	新プランにおいても、基幹相談支援センターの体制強化を図る旨記 載いたします。
20	P 6 6	現行プランP39課題VI：相談体制、情報提供体制の充実に述べられて いる内容では課題として表記されており、また、新プランの策定に 向けたアンケート結果を踏まえても、同様の課題が予想できる。障 害者施策の周知啓発活動、広報活動、障害者の雇用促進、行政職員 による障害者への相談支援の方法等において、具体的な手立てを示 してほしい。	「障害者施策の周知啓発活動及び広報活動」については、あらゆる 媒体や機会を通じ実施し、「障害者の雇用促進」については、就労 への移行、継続、定着に係る各種サービスの提供により促進を図っ ているところであり、新プランにおいても、引き続き、記載いたし ます。また、「行政職員による障害者への相談支援の方法等におい て、具体的な手立てを示してほしい」については、基幹相談支援セ ンターの体制強化の推進及び地域自立支援協議会の活動を通じた計 画相談員の研修の実施等により、人材の育成と確保に向け取り組む 旨記載いたします。
21	P 6 6	現行プランP66の4つ目の○「他分野」→「多」でなくてよいのか、 高齢者のほうでは、「多職種連携」というものがあるため。	ご意見のとおり修正いたします。
22	P 8 5	現行プランP85福祉施設の入所から地域生活への移行について、木更 津市の地域移行を6%以上としたのは、国の定める5%以上の基準よ り高く素晴らしいことだと思うが、その基準を満たすことが難しく もう少し現実的な数字でもよいように思う。特に、木更津市には大 きな精神科病院があり、重度障害者の人数も多いようなので難しい 現実があると思う。	国の基本的な指針に示されているように、令和4年度末と比較し、 「地域移行者数」については6%以上の増、「施設入所者」につい ては5%以上の減を成果目標として掲げ、地域移行を推進する旨記載 いたします。
23	P 4 3	令和5年4月から「木更津市彩豊かな個性が集う共生社会づくり条 例」が施行され、第5次の第1章計画の基本的な考え方の1.基本目 標の中の「共生社会を目指します」から「共生社会づくりを実施し ます」に変わる段階にきている。	国の表現に即し、「共生社会の実現に向けた取り組みを推進しま す。」と記載いたします。
24	P 8 9	「親亡き後」が取り上げられている動向の中、支援者が支援できな くなった場合の見通しが立っているかなどを盛り込めると興味深 い。	地域生活支援拠点等整備事業に係る掲載内容の充実及び当該事業の 整備目標等について、「成果目標」や「活動指標」に設定すること により、本件に係る掲載内容の充実を図ります。
25	P 8 9	現行プランP54居住支援の充実について、地域生活支援拠点の整備を 新たな項目として加えてはどうか。	地域生活支援拠点等整備事業に係る掲載内容の充実及び当該事業の 整備目標等について、「成果目標」や「活動指標」に設定すること により、本件に係る掲載内容の充実を図ります。
26	P 1 0 0	現状、障害者の受入れが不十分な状況にあり、適切な障害福祉サー ビスの給付を必要としている保護者がいると思われる。そのような 家庭には、どのような内容のプランにすべきか考えている。また、 障害福祉サービスの内容について、十分に周知していく必要がある。	障害児の支援については、こども発達支援に係る組織の新設や、早 期発見・早期療育に係る掲載内容の充実を図ることを予定しており ます。
27	P 1 0 5	障害福祉サービスや成年後見の施策に意思決定支援の記載を求め る。	令和2年に最高裁判所及び厚生労働省等のワーキンググループが「意 思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を出していること から、「成年後見制度利用支援事業」の「見込み量確保の方策」に 「本人の意思決定支援の考え方に沿った権利擁護の充実に努めま す。」との一文を追記いたします。
28	P 1 0 6	現行プランP95第3章の1は「指定障害福祉サービス等」、2は「地 域生活支援事業の見込み量（成年後見制度利用支援事業等）」を掲載 しているので、手話通訳者派遣事業の見込み量も掲載してほしい。	新プランにおいても、「意思疎通支援事業」に係る「事業の整備目 標」として掲載いたします。
29	P 1 0 6	現行プランP106 (6) ①事業の整備目標、要約筆記者派遣事業につ いては、「利用者が～見込まれます」を「令和3年度から2名に増えま した」に改める。	ご指摘の内容については、当該事業に係る令和3年度までの「事業の 実施状況」に記載いたします。

## 『（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン』への意見に係る対応について

※本資料中、「第5次きさらづ障がい者プラン」を「現行プラン」と、「第6次きさらづ障がい者プラン」を「新プラン」と表記する。

No.	現行プラン 該当ページ	意見等	対応内容
30	P108	現行プランP108(8)①事業の目標については、「木更津市社会福祉協議会」を「社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会と連携し」に改め、②見込量確保の方策については、「聴覚に障がいのある人もない人も共に生きる共生社会づくりに貢献できるよう手話でコミュニケーションできる人材確保に努めます」と記載すべき。	ご意見のとおり修正いたします。
31	P113	医療的ケア児への支援が課題であるため、施策・事業として新たに医療的ケア児の支援対策が盛り込まれたら良いのではないかと。現状、医療的ケア児の保護者は、困っている方が多く、支援情報も不足しており、相談窓口が不明といった声も聞かれる。情報発信の推進やコーディネーターの活用等に努め、行政は連携体制を確立し、早い段階で支援が必要な人に、必要な情報や支援が届くよう取り組む必要がある。	現在、君津4市において、「（仮称）君津圏域医療的ケア児等協議の場」を令和5年度末までに設置すべく検討を行っております。その進捗状況に合わせ掲載内容を検討いたします。また、医療的ケア児に係る支援施策については、体制の整備等を含めた内容の掲載を考えております。
32	P113	木更津市は人口が微増し、手帳保持者も年々増えてきており、平均障害支援区分についても上がっている傾向にあるということで、今後さらに重度障害者（高齢者含む）への支援（相談機関含む）が重要ポイントになってくるのではないかと感じた。また、医療的ケア児・者の受入れ先の確保（特に短期入所）についても考えていく必要があると思う。	現在、君津4市において、「（仮称）君津圏域医療的ケア児等協議の場」を令和5年度末までに設置すべく検討を行っております。その進捗状況に合わせ掲載内容を検討いたします。また、医療的ケア児に係る支援施策については、体制の整備等を含めた内容の掲載を考えております。
33	該当なし	本市は、令和5年5月に内閣府から「SDGs未来都市」に選任され、SDGsに係る取組みを推進している。17の目標の中には「3すべての人に健康と福祉を」があるので、プランの基本目標にSDGsの推進を入れてはどうか。	第1部第1章にSDGsの達成に向けた本市の取り組みについて記載いたします。
34	該当なし	令和4年5月25日に「障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、十分な情報の取得・利用、円滑な意思疎通が重要であると目的に述べられているので、新プラン策定にあたり、これを視野に入れた内容とすべき。	障害福祉関係法令の掲載箇所に追記いたします。
35	該当なし	現行プランの記載は、一見すると文字が羅列されているだけのように見える。	文字の羅列部分を表へ整理、重複した内容の掲載箇所の削除や整理、枠・下線・文字の強調等を用いたタイトルの見やすさ、多くある余白の削除又はイラストや各制度のイメージ図等の掲載等により、見やすさと分かりやすさに配慮いたします。
36	該当なし	本市には、精神疾患に係る中核的な役割を担う木更津病院があることから、精神疾患のある方が多い傾向があることが本市の特徴であると言えるので、この傾向と対策等について記載する必要がある。	「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の「目指す方向」に「本市においては精神疾患に係る中核的な役割を担う病院もあり、障がいのある方々の生活を支えています。引き続き、地域生活支援拠点等の整備を推進し、連携強化を図りながら地域全体で障がい者の生活を支援します。」という内容を追記いたします。
37	該当なし	成果目標について、設定する必要があると考えられる項目は、より具体的な数値等を設定する。	成果目標については、現行プランに掲載したものは維持し、それに加え、新たに国が示した目標値に即し、市の現状を踏まえて設定いたします。
38	該当なし	他市の計画書において、音声コードや切り欠き加工を活用しているものがあるので、本市も採用を検討してほしい。	新プランの概要版についてのみ「音声コード」及び「切り欠き加工」を施す予定です。なお、本編については、情報量が多く予算面から音声コード等の対応ができません。